平成２９年（フ）第３１０号
広島市中区江波本町４番25号
債務者　櫻井由美子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６０号
山口県下関市一の宮住吉２丁目１番24号　アムールハマクラ　１階３号
債務者　濵岡　宏樹
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第６６号
山口県下関市東観音町22番６号　リバティ東観音　102号
債務者　山本　明美（旧姓羽仁）
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
徳島県板野郡松茂町長原84番地２、旧住所徳島県板野郡板野町那東字青木ノ元17番地１若竹寮11号室
債務者　末岡　里子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６４号
徳島県名西郡神山町神領字谷409番地
債務者　髙橋　節子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０号
高知県安芸市染井町12番20号
債務者　藤本美智惠
1　決定年月日時　平成29年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
高知県安芸市本町２丁目４番29号
債務者　井上　　一
1　決定年月日時　平成29年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
宮崎市波島２丁目28番３号　　金丸貞美方
債務者　梶原　孝道
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４２号
宮崎市江平西２丁目１番８号　第３丸岩産業ビル403号
債務者　仲村　澪哉
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３９号
宮崎県都城市鷹尾４丁目14街区１号　市営内堀団地７－１－98
債務者　福山　春美
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１６２号
鹿児島県鹿児島市吉野町5484番地16　エクセレント司ＷＥＳＴ102号
債務者　田中　広大
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１７６号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘４丁目１番地15　県営住宅６棟302号
債務者　大塚ちえみ
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１２０７号
京都府宇治市小倉町西浦68番地の８
債務者　寺西こと　ＳＯＨＮ　ＫＡＲＩ　孫　嘉利
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４８２号
京都府宇治市広野町西裏43番地　フェイス広野マンション406号
債務者　竹島　正美
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４８３号
京都府宇治市広野町西裏43番地　フェイス広野マンション406号
債務者　竹島　玲子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５０２号
京都市伏見区羽束師鴨川町239番地の８
債務者　中川　淑子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係